

葉山清寿苑 短期入所サービスセンター
【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.55を乗じて、介護保険分の9割又は8割又は7割を引いた額の1割分又は2割分又は3割分を 利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
- ※ 葉山清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額(1日) 欄に関してはすべての利用者が対象となります。
但し、施設の体制により随時加算が変更となる場合がある為、詳細は提供票及び請求書でご確認下さい。
- ※ その他の加算額(個別)につきましては対象の方に算定させて頂きます。

介護サービス費

(1)基本料金

令和8年8月1日

項目		金額と単位数				
基本額 (1日)		併設短期生活	個室(円)	個室 (単位)	多床室 (円)	多床室 (単位)
		要支援 1	¥4,758	451	¥4,758	451
		要支援 2	¥5,919	561	¥5,919	561
		要介護 1	¥6,362	603	¥6,362	603
		要介護 2	¥7,090	672	¥7,090	672
		要介護 3	¥7,860	745	¥7,860	745
		要介護 4	¥8,598	815	¥8,598	815
		要介護 5	¥9,326	884	¥9,326	884

(2)加算料金等

加算額 (1日)	▲は準備中		円	単位	内容の説明
		○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥232	22	介護福祉士の占める割合が80%以上または動続10年の介護福祉士が35%以上
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥190	18	介護福祉士の占める割合が60%以上
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥63	6	介護福祉士の占める割合が50%以上または常勤職員75%以上等
		○ 看護体制加算(Ⅰ)	¥42	4	常勤看護師を1名以上配置。
		○ 看護体制加算(Ⅱ)	¥84	8	入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上。
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥137	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。
		○ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)※要介護のみ	¥158	15	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
		○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口)	総単位数×17.6%		介護職員等の処遇改善
		○ 生産性向上推進体制加算Ⅰ/月	¥1,055	100	テクノロジーを複数導入、且つⅡより高度な安全対策を講じた業務改善を継続して行う
その他の 加算額	※条件に該当する方のみ加算されます ※現時点で加算が算定できる体制にあるものと 及び準備中の加算を掲載	○ 長期利用者の基本報酬適正化	△¥317	△30	連続して30日を超えて入所している場合減算を行う。
		○ 緊急短期入所受入加算	¥950	90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。
		○ 送迎加算※片道	¥1,941	184	居宅と事業所との間の送迎を利用した場合。
		医療連携強化加算/日	¥612	58	特別な医療処置を要し看護職員による定期的な巡視を行う
		○ 認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥32	3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議
		認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥42	4	上記に加え指導者研修終了者+研修計画の作成と実施
		○ 看取り連携体制加算/日(7日限度)	¥675	64	24時間体制で病院、看護師等と連携(死亡日及び死亡日以前30日以下)
		口腔連携強化加算	¥528	50	協力歯科医の相談体制を整え、介護職員による口腔評価の情報提供を行う

□その他の費用

(1)「食費」及び「居住費」(1日当たりの金額、全額自己負担)

負担限度額認定			居住費(円)		食費(円)/日※
詳細は各市区町村介護保険課までお問い合わせ下さい。			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	380	300
第2段階		課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	430	480	600
第3段階①		課税年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下	430	880	1,030
第3段階②		課税年金収入＋合計所得金額が120万円超	530	980	1,360
第4段階	上記以外の方		1,220	1,800	1,760

- ※第1～3段階の食費について、食数に係らず自己負担上限は上記表の通りとなります(下回る場合はその分のみ)。
- ※第4段階の食費は、朝食430円、昼食750円、おやつ50円、夕食530円となります。

(2)運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

サービス内容	利用料金	内容の説明
送迎費用(1回)	事業所より利用者宅まで往復(5km以内1,400円、10km以内2,800円、これ以上の場合は、1kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする。)	利用者の希望による実施地域以外からの送迎
日用品費	かかる費用の実費 0	利用者の希望で施設が提供した場合(持参の場合は無料)
教養娯楽費 (外出行事)	1,000円(1行事につき)	利用者の選択による外出行事 (菖蒲園、みかん狩り外出等)
(クラブ活動参加費)	材料実費代	(利用者の選択によるクラブ活動)
理美容代	かかる費用の実費(2,750円)	利用者の希望による
特別な食事	かかる費用の実費	利用者の希望による食事を提供した場合

(3)通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	金額	内容の説明
電気代(日額)	持ち込みの電気製品 1製品当たり30円	利用者の希望で居室内に設置した場合
通院介助	交通費実費(公共交通機関及びタクシー使用等) 施設車両使用の場合は、往復5Km以内1,400円、10Km以内2,800円(これ以上の場合は1Kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする) 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます。	利用者の希望する病院への通院(受診)
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ	利用者の希望する外出介助

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	部屋の種別	個室(単位)	負担限度額の段階	第4段階				
		単位	1日	1日に当たり(単位)					
基本額	884	×	1	=	884				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	×	1	=	22				
生産性向上推進体制加算Ⅰ ※要介護のみ	100	×	1	=	100				
夜勤職員配置加算(Ⅲ) ※要介護のみ	15	×	1	=	15				
送迎加算 ※片道	184	×	1	=					
看護体制加算(Ⅰ) ※要介護のみ	4	×	1	=	4				
看護体制加算(Ⅱ) ※要介護のみ	8	×	1	=	8				
認知症ケア専門加算 ※要介護・該当者のみ	3	×	1		3 ※該当されない場合加算されません				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1036	×	0.176	=	182 → 介護サービス費の合計単位 (処遇改善加算の乗率)				
合計単位数					1218				
		1,218	×	10.55	×	0.1	=	¥	1,285
						0.2	=	¥	2,571
						0.3	=	¥	3,856
		(地域加算区分) (自己負担割合)				(自己負担金)			

自己負担金は保険負担分を引いた1割または2割、3割負担となるため上記計算と誤差が生じる場合があります。
ご利用料金はこの介護サービス費に上記室料と食費の日数分の合計になります。
居住費と食費は負担限度額により変わります。その他の費用(1)をご参照ください。

※利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、食事の提供に要する費用をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

令和8年8月1日 改定